

第
1977
号

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2002年)平成14年 1月29日 火曜日

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 設立第1期の青色申告承認申請期限

Q : 当社は、昨年(平成13年)の12月20日に設立した1月31日決算の法人です。設立第1期の事業年度で青色申告の承認を得るためには、いつまでに承認申請書を提出すればよいでしょうか。

A : 1月30日までに承認申請書を提出しなければなりません。

【解説】

青色申告書による確定申告書を提出する法人は、欠損金の繰越し・繰戻し、準備金、特別償却、法人税額の特別控除等の税法上の特典が認められていますから、青色申告かどうかは、直接法人税額に影響を及ぼす場合が多いと思われます。

ところで、青色申告をするためには、あらかじめ青色申告の承認申請書を納税地の所轄税務署長に提出し、承認を受けなければなりません。この承認申請書の提出期限は、原則としてその事業年度開始の日の前日までとされていますが、設立直後の法人には特例が設けられています。設立事業年度と、設立事業年度が3か月未満の場合の翌事業年度については、設立の日から3か月を経過した日とその各事業年度終了の日のいずれか早い日の前日とされています。

ご質問の場合、設立第1期の事業年度で青色申告の承認を得るためには、1月30日までに承認申請書を提出しなければなりません。仮に、この期限に間に合わなかった場合には、3月19日までに提出すれば、他の要件を満たす限り、翌事業年度から承認されます。

